

静岡県立農林環境専門職大学等障がい学生支援委員会規程

(設置)

第1条 静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）の、「静岡県立農林環境専門職大学等における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン—入学志願者等及び学生に対する対応—」第10の第1項に基づき、静岡県立農林環境専門職大学等障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(審議・活動)

第2条 委員会は、以下の事項を審議・活動する。

- (1) 障がい者を理由とする差別の解消に向けた環境整備に関する事項
- (2) 障がい者を理由とする差別に関する問題が生じた場合の支援内容の検討に関する事項
- (3) 相談窓口で受けた相談の集約に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 事務局長
- (2) 副委員長 本学の学生部長 2人
- (3) 静岡県立農林環境専門職大学の学生委員会、教務委員会及び入試委員会から評議会が選定する者 各1人以上
- (4) 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の学生委員会、教務委員会及び入試委員会から評議会が選定する者 各1人以上
- (5) 総務企画課、教務課及び学生課から評議会が選定する者 各1人以上
- (6) 本学の保健師
- (7) 本学のスクールカウンセラー
- (8) その他学長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて開催する。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は学生課におき、総務企画課、教務課、保健医務室及びカウンセラー室の協力を得て処理する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、委員会が行い、評議会の承認を得る。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年3月4日から施行する。